

2018年度不正防止計画

1. 研究費の適正な管理の徹底

経緯：

すでに科研費については詳細な使用ルールを「国際基督教大学科学研究費使用に係わる取扱要領」に定めているが、ルールから外れるケースや支出が適切であるか判断が難しいケースもある。そのような使用については「研究費支出承認願い」を提出し、あらかじめ大学事務局長の承認を受けることとしている。しかしながら、研究費管理部署における事務担当者への入れ替えもあり、過去の事例が必ずしも生かされているとはいえない。これと関連して、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年改正、平成19年文部科学大臣決定）において、機関内ルールの実施上の留意事項として「ルールの例外的な処理は、ルールと実態の乖離を招く恐れが強いことから、極力これを認めない。やむを得ず認める必要がある場合については、例外処理の指針を定め、手続を明確化して行うものとする。また、例外的処理を認めたケースについて先例集を作成して周知させるなど、実務が散漫にならないよう最大限の努力を惜しんではならない。」との記述がある。

また、科研費以外の外部資金研究費のルールについては、「外部資金により受け入れた研究費の取扱に関する取扱要領」にて定められているが、科研費のような詳細なルールは定められておらず、判断に迷うことも多い。

具体的な取り組み：

- 1) 科研費及びその他の研究費において、例外的な使用を認めた例（必要に応じて認めなかった例も含める）の事例集を作成する。
- 2) 「外部資金により受け入れた研究費の取扱に関する取扱要領」を見直し、「科学研究費使用に係わる取扱要領」を参考に、より詳細なルールを定める。

2. 研究倫理教育受講の徹底化

経緯：

公的研究費を受給するすべての研究者、研究費関連事務を行う事務職員を対象に、研究活動の適正な実施にかかる説明会（英語の同時通訳付）を実施し、その後、フォローアップ調査の受講を義務付けていた。しかしながら、2017年2月に、日本学術振興会の「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」（グリーンブック）をもとにしたe-learning「研究倫理eラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]）」の英語版が完成したため、今後は、同eラーニングコースの受講を促す。

具体的な取り組み：

- 1) 科研費等の公的研究費応募者及び公的研究費受給者は、研究倫理教育受講が義務付けられている。新たに科研費等の公的研究費応募者・受給者となる者のうち、研究倫理教育未受講の者に対しては、上記の日本学術振興会のe-learningコースの受講を義務化する。
- 2) 大学院後期課程の学生には、大学院生向けの研究倫理講習出席の他、日本学術振興会のe-learningコースの受講を促す。
- 3) 研究支援者（教員が一時的に雇用する学生アルバイト等の臨時職員）に、大学院生向けの研究倫理講習への参加を呼びかける。
- 4) 研究倫理教育の受講については、定期的な受講が求められている。前回受講してから5年以上経過した者については、上記の日本学術振興会のe-learningコースの受講を義務付ける。

3. 不正防止教育の一環としての「研究倫理審査」に関する情報発信

経緯：

2012年度末に研究倫理委員会が発足し、研究倫理審査を実施しているが、2016年度より申請件数が急増している。（参考：2013年度：14件、14年度：18件、15年度：14件、16年度：28件、17年度：35件）データの保管に関する事など、委員会から同じような指摘が繰り返されているため、今までの委員会からの指摘事項を注意点としてまとめ、情報共有を図る。また、大学院生の指導教員から申請様式（英語版）の見直しを求められていたため、申請様式（申請書、チェックリスト）の改定を行う。

具体的な取り組み：

- 1) 過去の委員会の指摘事項等をポータルに掲載し、申請の段階で、これらの内容を確認できる体制を整える。
- 2) 申請様式の見直しを行い、改訂版をポータルに掲載する。

以 上